

開倫塾の塾生、保護者、ビジネスパートナー
教職員および御家族の皆様へ

2008年2月1日

お願い

—「裁判員制度」の御理解、御協力について—

開倫塾

塾長 林 明夫

拝啓

日頃は開倫塾に御理解、御協力を賜り有難く感謝申し上げます。皆様のお陰で、明年10月に創立30周年を迎えさせて頂く開倫塾は、現在6000名を超える塾生の皆様が文字通り「一所懸命」一つの所で命を懸けるくらい熱心に勉強に励んでおります。有難うございます。

さて、私は、御依頼により、1月17日に宇都宮地方検察庁にて栃木県内の検察庁の職員の皆様に前に、危機管理についての講演を2時間にわたり高尾初江開倫塾塾長室室長とともにさせて頂きました。その折りに、開倫塾に関係する塾生、保護者、ビジネスパートナー、教職員およびその御家族の皆様に、明年2009年からスタートする「裁判員制度」について御理解、御協力を頂くために、「パンフレット」7000部の配付の依頼を受けましたので、ここにお配りさせて頂きます。

御承知の方も多いたとは存知ますが、「裁判員制度」とは、国民が「裁判員」として「刑事裁判」に参加し、「被告人」が「有罪」か「無罪」かどうか、有罪の場合はどのような「刑罰」にするのかを「裁判官」といっしょに決める、「国民の司法参加」を実現する制度であります。世界では、80か国以上の多くの国で既にこの制度が実施されており、ようやく日本でも2009年5月までの間にスタートすることになりました。

「裁判員制度」がスタートしますと、1年間に約285人から570人に1人の割合で裁判員候補者として「くじ」で選ばれるようですので、是非この「パンフレット」を御熟読頂きますようお願い申し上げます。

また、御家族やお知り合いの皆様にも御一読頂けるようお勧めして頂ければ幸いです。

どうかよろしくようお願い申し上げます。

まだまだ寒い日が続きますが、どうかお体を大切にお過ごし下さい。

敬具